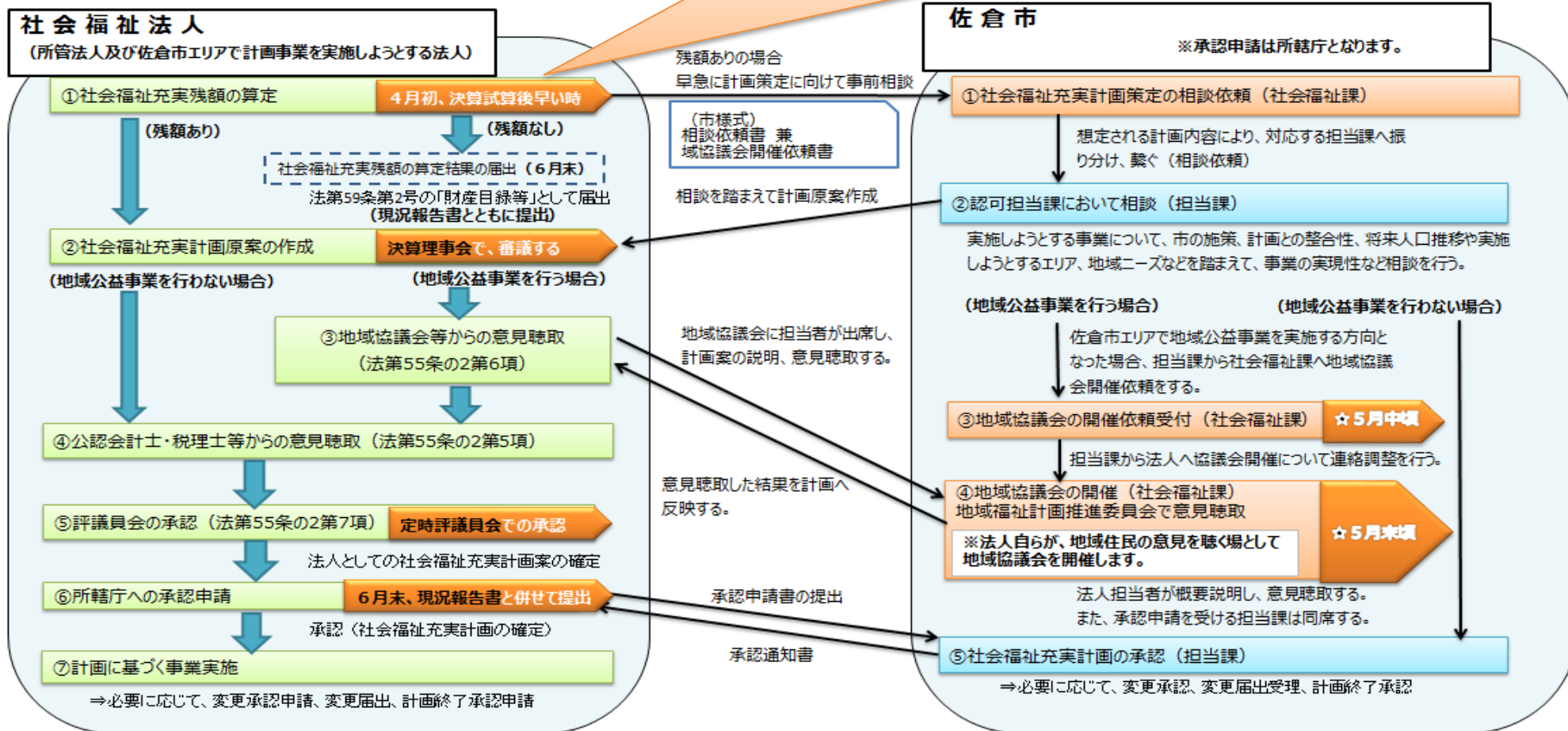


社会福祉充実計画策定の流れ

※ 2月～3月の決算見込（試算）などから、早めの準備をお願いします。



※承認申請に関する手続き等は、事前に所轄庁にお問い合わせのうえご対応いただきます。

<参照通知等>

- 平成 29 年 1 月 24 日厚労省通知（最終改正：令和 4 年 12 月 26 日）「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準）
- 平成 29 年 1 月 24 日厚労省通知（最終改正：令和 7 年 3 月 6 日）「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」
- 平成 30 年 1 月 23 日厚労省事務連絡「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A（vol.3）」について
- 平成 29 年 3 月 29 日厚労省通知（最終改正：令和 4 年 12 月 26 日）「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」
- 令和元年 6 月 4 日厚労省事務連絡「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関する Q&A（vol.2）」の送付について

<承認等に係る各種様式>

- 基準別紙 1：社会福祉充実計画書
- 基準別紙 4：様式例①承認申請について
- 基準別紙 5：様式例①変更承認申請について
- 基準別紙 6：様式例 変更届出について
- 基準別紙 7：様式例①計画終了に係る承認申請について

<市様式>

- 相談依頼書 兼 地域協議会開催依頼書
残額が生じる見込みとなった場合、参考資料を添付のうえ相談依頼書の提出をお願いします。